

船舶事故調査報告書

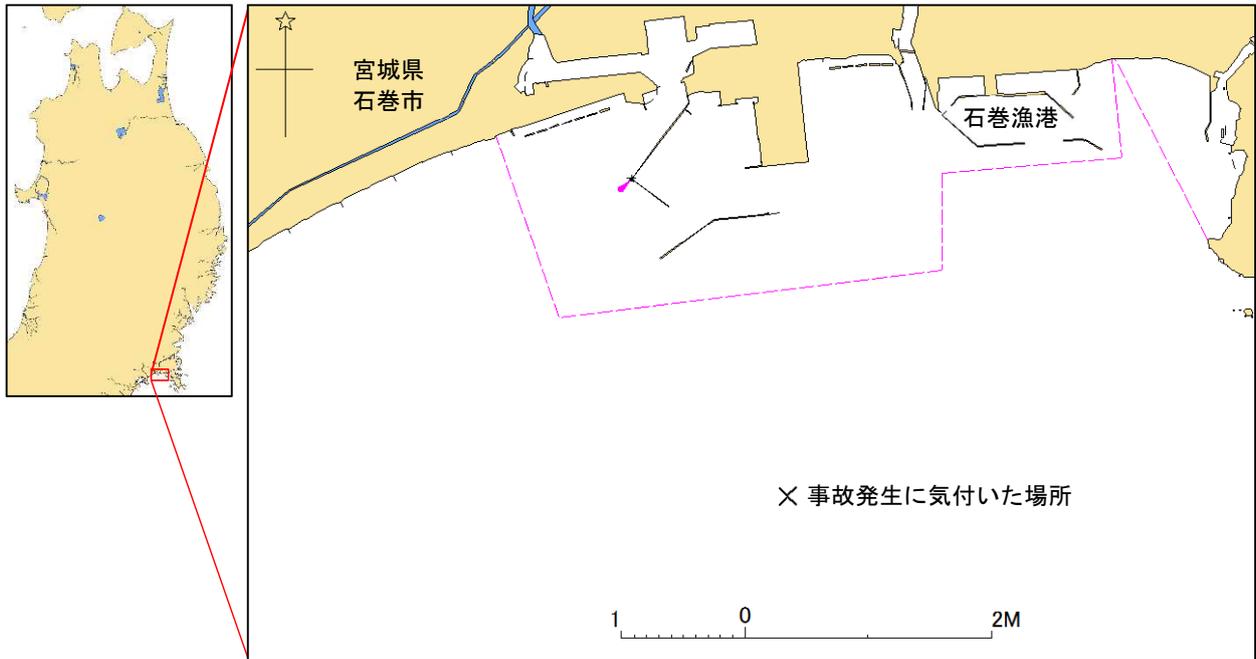
令和5年3月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

| | |
|--|---|
| 事故種類 | 乗組員負傷 |
| 発生日時 | 不明（令和4年11月22日 04時30分ごろ～07時40分ごろの間） |
| 発生場所 | 不明（宮城県石巻市石巻漁港南方沖） |
| 事故の概要 | 漁船JF第十八とき丸は、操業中、甲板長が負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 令和4年12月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 JF第十八とき丸、4.8トン MG3-52524（漁船登録番号）、個人所有 12.05m(Lr)×3.14m×1.01m、FRP ディーゼル機関、423kW（動力漁船登録票による）、平成26年1月31日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年1月14日 免許証交付日 平成30年5月24日 （令和5年6月15日まで有効） 甲板長 35歳 |
| 死傷者等 | 軽傷 1人（甲板長） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| 事故の経過 | 本船は、船長、甲板長及び技能実習生1人が乗り組み、かに籠漁の目的で、令和4年11月22日04時00分ごろ石巻市石巻漁港を出港し、04時30分ごろ、同漁港南方沖の漁場に到着し、揚げ籠を開始した。 本船で実施する作業は、船長が操舵室で操船及び指揮を、甲板長が右舷船首部に取り付けたラインホーラーを操作しながら幹縄を巻き揚げ、枝縄に取り付けられた籠から漁獲物を取り出し、技能実習生が籠を甲板上に並べ、新しい餌に入れ替え、揚げ籠作業の終了後に投げ籠 |

| | |
|--|--|
| | <p>作業を行うものであった。</p> <p>甲板長は、07時40分ごろ、小用で手袋を外した際、左中指が第一関節付近から先端部が完全に切断していることに初めて気づき、船長にその旨を報告した。</p> <p>船長は、自身の家族に連絡して救急車の手配を依頼し、石巻漁港へ向けて帰航を開始した。</p> <p>甲板長は、石巻漁港に入港後、救急車で石巻市内の病院へ搬送され、形成手術を受けた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 かに籠(イメージ図)参照)</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>揚げ籠作業の所要時間は、幹縄1本当たり約20分で、甲板長が本事故の発生に気付いたのは、8本目の籠を揚げた後で、本事故当日、本船は、10本の揚げ籠を行う予定であった。</p> <p>幹縄は、直径約7mm、枝縄は直径約5mmのハイクレロープ(ポリエチレン原系とクレモナ原系を混ぜ合わせたロープ)であった。</p> <p>甲板長は、出港前にビニール製手袋を着用してから小用で手袋を外すまで、ロープ等に挟まれた記憶がなく、手袋にもロープ等が巻いたような痕跡もなく、左中指の切断に気付くまで全く痛みも感じていなかった。</p> <p>甲板長は、ラインホーラーの操作や手元に目を配りながら、揚げ籠作業に当たっていたが、ロープや機械に指を挟まれた覚えがないので、揚げ籠を開始した04時30分ごろから負傷に気付いた07時40分ごろまでの間の作業中、視線が手元以外に向いている間に掴んでいた枝縄が絡んで左中指が切断された^{つか}としか考えられないと本事故後に思った。</p> <p>甲板長の作業状況は、ふだんと変わりがなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、作業状況を指揮していたが、甲板長がいつ負傷したのか気付かなかった。</p> <p>船長は、約50年間、また、甲板長は、約20年間、かに籠漁にそれぞれ従事してきたが、揚げ籠中の指の切断事故を聞いたことがなかった。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>甲板長は、本船が石巻漁港南方沖において揚げ籠作業中、手元から視線を外したことから、気付かないうちに、掴んでいた枝縄が左中指に絡み、負傷したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が石巻漁港南方沖において揚げ籠作業中、甲板長が、手元から視線を外したため、気付かないうちに、掴んでいた枝縄</p> |

| | |
|--------------|---|
| | が左中指に絡んだことにより発生したものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 索具類を使用する作業員は、索具類を掴んでいる場合、自身が気付かないうちに、手指に絡む可能性があるため、手元から目を離さないよう注意すること。 |

付図1 事故発生場所概略図



付図2 かに籠 (イメージ図)

